⑺　第三者をして役務に関する業務を行えること。（ただし、「役務の提供等」の資格を有する第三者をしてネットワーク機器類の設定・構築、保守サービス実施等の役務に関する業務を行うことを希望する者のみ）。

⑻　電子入札システムを利用するための利用者登録をしている者であること。（電子入札システムへの参加については、当機構ホームページをご参照下さい。）

⑼　下記３⑵に示す入札説明書の交付を受けた者。

３　契約条項を示す場所等

⑴　契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒105―0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番１号　虎ノ門ツインビルディング　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構　総務部情報システム課

Tel 03―6758―8686　Fax 03―6758―8055

E-Mail：nyusatsu-h26020@jogmec.go.jp

⑵　入札説明書の交付方法　入札参加希望者に、電子メールにて入札説明書を配付する。入札説明書の交付を希望する者は、令和８年８月４日（火）17時00分までに、添付の「入札説明書交付申込書」を上記⑴の記載の電子メール宛に提出すること。

⑶　入札説明会の有無　無

⑷　入札書の提出期限　令和８年９月10日（木）10時00分

提出方法　電子入札システムにより提出

⑸　開札の日時及び場所　令和８年９月10日（木）10時10分　東京都港区虎ノ門二丁目10番１号　虎ノ門ツインビルディング　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（電子入札）

４　入札保証金及び契約保証金に関する事項

全額免除

５　その他必要な事項

⑴　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

⑵　契約書作成の要否　要

⑶　落札者決定方法　予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最も低い価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とすることがある。

上記の「落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とすることがある。

上記の「落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき」に該当した場合には、当該入札価格の積算資料等の資料提出を求める。

上記資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合は説明を求めるものとし、当該資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。

⑷　手続きにおける交渉の有無　無

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KIMIHIKO, Sato Executive Vice President of Japan Organization for Metals and Energy Security (JOGMEC)

⑵　Classification of the products to be procured : 15, 28

⑶　Nature and quantity of the products to be required : Contract for lease, replacement, Operation and maintenance of Firewall for JOGMEC Oil and LPG Stockpile Site Management Offices.

①　Next-Generation Firewall : 18 units

②　Lease of the equipment mentioned above in items ①

③　Installation setting work related to ① above

④　Operation and maintenance work related to ① above

⑷　Delivery period : Refer to the Tender Explanation and Specifications.

⑸　Delivery place : Refer to the Tender Explanation and Specifications.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 3 of the Public Announcement on the Qualifications for participating in the Tendering Procedures by JOGMEC.

②　have Grade A on “offer of services etc.” in the Kanto･Koushinetsu district. These qualifications are specified in tender by Ministry of Economy, Trade and Industry (single qualification for every ministry and agency), in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.

③　Other requirements for participating in this tender, refer to tender explanation.

⑺　Time of tender : 10 : 00, 10, September, 2026

⑻　Contact point for the notice : Information System Division, General Coordination Department, JOGMEC, 2―10―1 Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―0001, Japan, Tel : 03―6758―8686

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年７月22日

契約責任者

東日本高速道路株式会社　関東支社

支社長　金田　泰明

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　11

１　調達内容

⑴　品目分類番号　17

⑵　購入等件名及び数量　「令和８年度　関東支社管内　散水車購入」散水車　４台

⑶　購入等案件の仕様　仕様書のとおり

⑷　納入期間　仕様書のとおり

⑸　納入場所　仕様書のとおり

⑹　入札方法

①　入札金額は、総価とし、本調達に関する一切の費用を含めた額とすること。

②　落札価格は、入札書に記載された入札金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　審査基準日（下記３⑶に示す「競争参加資格確認申請書等」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　審査基準日において、平成23年度以降における、同種機械に関する製造又は納入の実績について、下記①～③のいずれかの条件を満たすこと。

①　契約書一式（納入場所、履行期間、契約内容（品名・数量・規格等）が証明できるもの）の写し及び製作仕様書（※）により同種機械の納入実績が確認できる者であること。なお、東日本高速道路㈱への納入実績の確認は、製作仕様書（※）の提出は不要とする。

②　製造業者で同種機械の納入実績がない場合は、代理店等による納入実績が証明できる資料及び納入した機械の製作仕様書（※）、写真及びパンフレット等を提出できる者であること。

③　代理店等で製造実績がない場合は、代理店等であることを証明できる資料（納入予定の機械の製造業者の納入実績証明書でも可）を提出できる者であること。

※製作仕様書：仕様書に基づき作成された全体組立図、各部詳細図、機械諸元表及び成績証明書を指す。

【同種機械】散水装置を架装した車両　東日本高速道路株式会社「維持補修用機械標準仕様書（平成28年８月）」（公機仕４Ｂ　２－５）又はこれと同等以上の性能及び機能を有していること。

⑶　審査基準日において、下記に示す１～３全てを満たす者であること。

１．技術指導を行う技術者　審査基準日時点において、直営工場もしくは協力会社工場に、当該機械の運転及び取扱いについて技術指導が出来る十分な知識を有する技術者が所属していることを証明できること。

【求める技術者の資格】自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による一級自動車整備士（小型または大型）もしくは二級ジーゼル自動車整備士